

平成19年
2007

広報

かな

8月号

KANNA

NO.53



親子食育教室に参加した皆さん（関連記事9ページ）

親子で『食』を考え『健やか』に生きる

Contents

- 町の人事行政運営等の状況…………… P2～P5
- 高齢者後期医療制度について…………… P6～P7
- 町議会情報…………… P8
- 地籍調査実施地区のお知らせ…………… P11



7月の観測史上最大と言われた
台風4号も大きな被害なく通過

神流町の人事行政運営等の状況

神流町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年神流町条例第4号）第2条の規定により、平成18年度神流町人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

1. 職員の任免及び職員数の状況について

(1) 職員の任免

①採用の状況 なし

②退職者の状況

(単位：人)

区 分	退職者数	内 訳
吏 員	8	課長2人、係長6人、
その他の職員	2	業務係2人
計	10	

(2) 職員数の状況

(単位：人)

区 分	平成17年度末	平成18年度末	比 較	摘 要
吏 員	97	90	△7	
その他の職員	8	5	△3	
計	105	95	△10	

(3) 職員採用試験の状況 なし

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口(年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
18年度	2,806人	2,756,160千円	42,717千円	740,982千円	26.9%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職員数(A)	給 与 費				一人当たり給与(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
19年度	76人	287,328千円	37,472千円	115,335千円	440,135千円	5,791千円

(注) 1 給与費は19年度当初予算の普通会計に計上された額のうち、特別職(医師給与は含む)を除いたものです。

2 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
19年4月分	310,000円	340,400円	44歳9月	215,800円	233,600円	48歳7月

(注) 平均給与月額は、給料に職員手当を加えたもので、期末、勤勉手当を含みません。

(4) 職員の初任給の状況

(18年4月1日現在)

区 分	神 流 町		国	
	決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職(大学卒)	159,700円	175,300円	170,200円	178,600円
一般行政職(高校卒)	138,400円	146,700円	138,400円	148,000円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(19年4月1日現在)

区 分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職(大学卒)	258,000円	288,900円	—
一般行政職(高校卒)	218,500円	251,800円	281,300円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

(19年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事補・主事	主事	主査係長	課長補佐	課長	課長	
職 員 数	2人	19人	29人	9人	7人	0人	66人
構 成 比	3.0%	28.8%	43.9%	13.7%	10.6%	0%	100%
参)1年前の構成比	5.2%	26.0%	44.1%	14.3%	9.1%	1.3%	100%

(注) 1 神流町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 職員手当の状況

(18年度支給割合)

区分	神 流 町			国		
	区分	期末手当	勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当
期末手当 勤勉手当	6月期	1.40(1.20)月分	0.71(0.91)月分	6月期	1.40(1.20)月分	0.7(0.9)月分
	12月期	1.60(1.40)月分	0.71(0.91)月分	12月期	1.60(1.40)月分	0.75(0.95)月分
	計	3.0(2.6)月分	1.42(1.82)月分	計	3.0(2.6)月分	1.45(1.85)月分
退職手当	区分	自己都合	勤奨・定年	区分	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	23.5月分	27.30月分	勤続20年	23.5月分	27.30月分
	勤続25年	33.75月分	42.12月分	勤続25年	33.75月分	42.12月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他加算措置	なし	2%~20%加算	その他加算措置	なし	2%~20%加算
	退職時特別昇給 一人当たり平均支給額	なし 3,394千円	なし 21,817千円	退職時特別昇給	なし	なし

(注) 1 期末・勤勉手当には職務の級に応じ加算措置があります。又()内は特定幹部職員の支給割合です。
2 退職手当の一人当たり平均支給額は、過去2年間に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(全会計)

特殊勤務手当 (18年度)	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		8.6%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		320,250円
	手当の種類		4種類
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	*診療所医師手当	
	その他の職員に支給されている手当	*診療所在直看護師手当	

(各年4月1日職員数 全会計)

超過勤務手当	17年度	支 給 総 額		18年度	支 給 総 額	
		職員1人当たり平均支給年額	1,241千円 15,320円		職員1人当たり平均支給年額	1,492千円 18,182円

(19年4月1日現在)

区 分	内 容					国の制度と異同
扶養手当	支給対象となる扶養親族 (月額)					同 じ
	①配偶者	13,000円				
	②満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	2人までについてはそれぞれ6,000円(配偶者無は1人目11,000円、配偶者扶養無は1人目6,500円)				
	③60歳以上の父母及び祖父母					
	④満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	16歳年度初め~22歳年度末までの子は1人につき5,000円加算				
住居手当	*借家・借間の場合					*借家・借間の場合、
	①月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 支給額=家賃の月額-17,000円 ②月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 支給額=(家賃の月額-23,000円)×1/2+6,000円 (但し、22,000円を限度とする。)					①同じ ②異なる 国は：支給額=(家賃月額-23,000円)×1/2+11,000円
通勤手当	*自宅の場合 購入又は新築した日から5年間 月額2,500円					*自宅の場合 同じ
	自動車使用距離 (片道)					*20km未満までは同じ 国は40kmまで5km区切で増額の定め有り
	2~5km未満	5~10km未満	10~15km未満	15~20km未満	20km以上	
	2,000円	4,100円	6,500円	8,900円	11,300円限度	

(注) 神流町職員の給与に関する条例に基づくものです。

(8) 特別職の報酬等の状況

(19年4月1日現在)

区 分		給料月額等	期末手当(18年度支給割合)	
給料	町 長	648,000円	6月期	2.125月分
	教 育 長	498,000円	12月期	2.325月分
			計	4.45月分
報酬	議 長	240,000円	6月期	2.125月分
	副 議 長	178,000円	12月期	2.325月分
	常任委員長	165,000円		
	議 員	157,000円	計	4.45月分

(9) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
	平成18年	平成19年		
一 般	議 会	2	2	
	総 務	27	25	△ 2
	税 務	6	6	
	労 働			
	農 水	8	8	
	商 工	4	3	△ 1
	土 木	7	6	△ 1
	小 計	54	50	△ 4
福 祉	民 生	9	7	△ 2
	衛 生	11	9	△ 2
	小 計	20	16	△ 4
一 般 行 政 計	74	66	△ 8	
特 別 行 政	教 育	14	10	△ 4
	警 察			
	消 防			
小 計	14	10	△ 4	
普 通 会 計 計	88	76	△ 12	
公 営 企 業 等	病 院			
	水 道	2	2	
	交 通			
	下 水 道	1	1	
	そ の 他	14	15	1
小 計	17	18	1	
合 計	105	94	△ 11	

(注) 職員数は一般職（教育長を含む）に属する職員数であり、臨時又は非常勤職員は含みません。

(10) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①定員適正化目標(数・率)

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	△ 16人(△ 15%)

②定員適正化手法の概要

定員適正化に努めるため、平成17年4月～22年3月までの5年間に16人の減員を図ることを目標に計画したものである。合併により職員数が増大しているため、短期間での削減は非常に困難であるが、町の財政事情を考え、職員の採用抑制、また退職勧奨年齢を50歳から45歳に引下げる等、目標達成に向け努力しているところである。

③定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

部 門	区 分	基 準 年 次	18年	19年	20年	21年	22年	参 考
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
一 般 行 政	減 員		2	6				
	増 員		0	0				
	差 引		△ 2	△ 6				△ 13人(△ 18%)
	職 員 数	74	72	66				△ 8人(△ 11%)
特 別 行 政	減 員		0	4				
	増 員		0	0				
	差 引		0	△ 4				△ 2人(△ 14%)
	職 員 数	14	14	10				△ 4人(△ 29%)
公 営 企 業 等 会 計	減 員		0	0				
	増 員		2	△ 1				
	差 引		2	△ 1				△ 1人(△ 6%)
	職 員 数	17	19	18				1人(△ 6%)
計	減 員		2	△ 10				
	増 員		2	△ 1				
	差 引		0	△ 11				△ 16人(△ 15%)
	職 員 数	105	105	94				△ 11人(△ 10%)

※ 表中の19年は、18年4月2日～19年4月1日の間の増減です。

3.職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- (1) 勤務時間 1週間当たり40時間
- (2) 就業時間 午前8時30分から午後5時15分
- (3) 休憩時間 1日の勤務時間が6時間を超える場合において45分
- (4) 休日 土曜日、日曜日、祭日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日)
- (5) 休暇の種類 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇

4.職員の分限及び懲戒の状況

- (1) 分限の状況 なし
- (2) 懲戒の状況

(単位：人)

処分数	処 分 内 訳				理 由
	免職	停職	減給	戒告	
2			1	1	報告義務違反 1件 職務に関する法令等違反 1件

5.職員のサービスの状況

- (1) 休暇の状況(医師除く)

休暇名	対象者	1人当たり 平均取得日数	備 考	休暇名	対象者	1人当たり 平均取得日数	備 考
年次	101人	8.23日		特別	101人	4.11日	夏季休暇、親族葬儀等
代休	101人	8.37日	休日・祭日出勤の代休	介護	0人	0.00日	無給休暇
病気	6人	13.00日	長期の場合は減給扱い				

※対象期間は、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの1年間です。

- (2) 出張の状況

課局名	職員数	延べ日数	1人平均	課局名	職員数	延べ日数	1人平均
総務課	18人	301日	16.7日	会計課	3人	2日	0.7日
除く運転手	17人	288日	16.9日	中里支所	2人	0日	0.0日
住民生活課	19人	214日	11.3日	議会事務局	2人	22日	11.0日
保健福祉課	21人	286日	13.6日	教育委員会	10人	104日	10.4日
除く医師	19人	232日	12.2日	除く運転手	6人	104日	17.3日
産業振興課	12人	301日	25.1日				
除く観光施設	8人	169日	21.1日	計	96人	1,367日	14.2日
建設課	10人	137日	15.2日	除く特別職員	85人	1,168日	13.7日

※派遣職員、業務係及び用務員は、対象外としました。

- (3) 超過勤務の状況

①対象者数：82人(うち超過勤務実施者：51人)

②年間の超過勤務時間：778時間

1人当たり年間超過勤務時間：8.1時間

実超過勤務者1人当たり年間超過勤務時間：17.8時間

- (4) 非常時における職員出勤状況 なし

6.職員の研修等の状況

- (1) 一般研修

(単位：人)

研 修 名	実施主体	日数	参加人数
係長研修	群馬自治総合センター	3日	4
法令実務基礎コース研修	同	2日	3

- (2) その他 なし

7.職員福利の状況

- (1) 福利厚生事業内訳

①弔慰金 ②入院見舞金 ③親睦会補助

- (2) 福利厚生事業に係る決算額 216千円

20年4月から

後期高齢者医療制度がスタート

本格的な高齢化社会を迎え、新しい医療保険制度が始まります。内容をご理解のうえ、上手に医療機関をご利用ください。

後期高齢者医療制度とは？

- ① 国の医療制度改革の一つとして、発足した制度です。市町村で構成される広域連合により運営され、国民健康保険や社会保険などのように、独立した保険制度になります。
- ② 保険加入者は、75歳以上および一定の障害のある65歳以上の人（以下「後期高齢者」）が全員対象となります。

現行の老人保健制度との違いは？

- ① 後期高齢者医療制度では、保険証が1人に1枚交付されます。（現行の老人

広域連合と市町村の役割

- ① 広域連合は、後期高齢者医療制度を運営することとなります。そのため、保険料の決定や医療を受けたときの給付などを行います。
- ② 市町村は、申請書や届出書の受付、保険証の引渡しや保険料の徴収などの窓口業務を行います。

保険証や減額認定証等について

- ① 20年3月31日以前に後期高齢者になっている方は、現在お持ちの保険証や減額認定証等（19年度中に発行されるものを含む）は、20年3月31日をもって使用できなくなり、翌日の4月1日からは、後期高齢者医療制度の保険証や減額認定証等を使用することになります。

保険料について

- ① 後期高齢者医療制度になり、保険加入者全員（社会保険などの扶養を受けている者で保険料負担がなかった方も含む）が保険料を負担することになります。
- ② 保険料には、保険加入者全員の人数割りで負担する「均等割額」と保険加入者の所得に応じて負担する「所得割額」とがあり、その合計が保険料になります。
- ③ 所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて別表のとおり均等割額が減額されます。
- ④ 年金を年額18万円以上受け取っている方は原則と

きなくなり、翌日の4月1日からは、後期高齢者医療制度の保険証や減額認定証等を使用することになります。

- ② 20年4月1日以降に後期高齢者になられる方は、後期高齢者に該当する年齢になったその日から後期高齢者医療制度の保険証や減額認定証等を使用することになります。

(別表)

軽減割合	世帯の総所得金額
7割軽減	基礎控除額を超えない世帯
5割軽減	〔基礎控除額+245,000円×(世帯内の保険加入者の人数-1)〕を超えない世帯
2割軽減	〔基礎控除額+350,000円×(世帯内の保険加入者の人数)〕を超えない世帯

基礎控除額は330,000円になります。

して年金天引きになります。それ以外の方は、市町村に納めることとなります。

※記載内容につきましては、今後の政省令により、変更等の可能性がありますので、今後も広報誌等によりお知らせしていく予定です。
▽問い合わせ先 ①県後期高齢者医療広域連合事務局
☎027-256-7171
②住民生活課国保係
☎57-2111 (内146)



後期高齢者

医療制度

Q & A

保険証

Q1 今、使用している保険証はどうなりますか。

A1 現在の保険証は、来年3月31日まで使用できます。来年4月1日以降は、新しい保険証を使用することになりますので、古い保険証は市町村、会社等にお返しください。

Q2 新しい保険証はいつもらえるのですか。

A2 新しい保険証は県後期高齢者医療広域連合が発行し、来年3月にお渡しする予定です。

Q3 20年度中に、県内の他の市町村に引っ越

します。再度、保険証を作り直すことになりますか。

A3 再度、保険証を作ることになりません。県外に住所が移るときは、移動先の広域連合が発行した保険証を使用することになります。

Q4 保険証の有効期間は何年ですか。

A4 1年間を有効期間とし、毎年8月1日を開始日とすることを予定しています。なお、20年度の制度開始時は、有効期間が20年4月1日から同年7月31日までの保険証を交付します。

保険料

年金額の1/2を超える場合も天引きしません。この場合、送付される納付書により保険料を収めていただきます。年金をもらっていない人も同様です。

Q6 保険料は、住んでいる市町村によって変わるものですか。

A6 群馬県内は原則同じ保険料率によって保険料を定めますので、県内のどこに住んでも個人で収める保険料は同じになります。

Q7 保険料はいくらになりますか。

A7 今後定められる政省令に基づき、広域連合における費用と収入の見込額を基に算出することになります。参考までに、国の試算だと厚生年金の平均的な年金額(年208万円)の場合、月額約6,200円としていきます。

Q8 保険料はどうやって決められるのですか。

A8 保険料を決める広域連合では、11月開催の広域連合議会に保険料条例案を提出します。この議会で承認が得られれば保険料の具体的な額をお知らせすることができま



Q9 夫(世帯主)が75歳、妻が70歳の夫婦です。2人とも国民健康保険に入っています。20年4月以降は、保険料はどうなりますか。

A9 夫は、後期高齢者医療制度の被保険者となり、ご本人に保険料(夫の分)を負担していただきます。妻は、引き続き国民健康保険の被保険者となり、世帯主である夫が擬制世帯主となり保険料(妻の分)を負担することになります。

なぜいま 後期高齢者医療制度

なの

18年6月に、現行の老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、新たな「後期高齢者医療制度」が盛り込まれました。

この背景には、様々な要素がありますが、特に大きなものは、医療費の負担内訳を明確にすることにありました。

医療需要の多い75歳以上の方が健康保険から独立し、かかる経費の1割は自分たちで負担していただき、国・県・市町村が全体の半分、残りの4割は国保や社保などの健康保険で支援します。

今後、ますます高齢化が進む日本では、財政が破綻しないよう、時代に応じて優柔に制度を運営していかなければなりません。

この制度は、経費の負担を分かり易くしつつ、後期高齢者の医療環境を充実するものです。

議会 会 情 報

6月25日開催19
年第2回神流町
議会定例会

【委員会報告】

▽文教厚生常任委員会報告

教育委員会との協議では、「豊かな知力と感性を持ち、社会の変化に対応できる、心豊かで規律ある人間性の育成」を教育行政方針に掲げる教育委員会から、学校教育の充実、社会教育の推進、万場高校との連携支援、青少年健全育成の推進、文化の振興と文化財の保護、スポーツの振興等を基本理念として、諸対策の展開を図るなどの説明を受け、意見交換を行いました。

また、保健福祉課との協議では、高齢者福祉対策について、福祉バスの路線変更、健康対策（介護保険）、高齢者用集合住宅などの諸

問題について説明を受け、意見交換を行いました。

▽産業建設常任委員会報告

土木・林業事業等を推進していく上で、土捨て場確保は必要不可欠ですが、当町のような急峻な地形ばかりでは、その確保が非常に難しいものです。

町では大字神ヶ原明家地内に土捨て場の候補地を探したものの、現場の檜・杉を業者に伐採・搬出依頼した場合、地権者に木材費を還元するどころか逆に多大支出が見込まれることから、担当の建設課員で処理を予定しているとの話を聞きました。

そのような現状ならばと、全員一致で「産業建設常任委員も協力しよう」ということになり、伐採作業・搬出などに参加し、無事事業の完成を見ました。

捨て場の確保ができたことは、一つの良い事例として引き継いでいけたらよいと思っております。

また、5月19日には、川崎万場会の総会に出席し、今後の都市との交流を深めるため、意見交換を行いました。

▽報告

①18年度神流町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

②18年度神流町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

③18年度神流町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

▽議案

①19年度神流町一般会計補正予算について（可決）

②19年度神流町国民健康保険事業特別会計補正予算について（可決）

③19年度神流町老人保健特別会計補正予算について（可決）

④神流町税条例の一部を改正する条例について（可決）

⑤神流町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に

ついて（可決）

⑥神流町健康増進計画策定委員会条例の廃止について（可決）

⑦神流町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（可決）

▽陳情

①19年5月29日受理、産業建設委員会付託、町道万場塩沢線待避所設置のお願いについて（採択）

合併してから年4回、単独の議会だよりを発行していましたが、「広報かな」と「議会だより」の両方に町予算、決算、条例等同じ内容をお知らせしていること、また、ケーブルテレビの特別番組として議会情報をお知らせしていることから、広報の一本化の意見により、6月定例議会から「広報かな」の中で「議会情報」としてお知らせすること

議会だより編集委員
員全よりお知らせ

なりました。

新たな「議会情報」について、ご意見、ご要望等ありましたら議会事務局までお願いいたします。

毎月第1土曜日は「少年の日」
毎月第1日曜日は「家庭の日」
毎月16日は「県民防犯の日」
.....
青少年を健全に育成できる環境と、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりにご協力ください。

平成18年度家庭健全化・青少年健全育成標語

温かな 声を掛け合う 通学路

一般 さん（ ）

Town Topics — **まちの話題**

親子で一緒に食育教室



“よい食習慣は一生の宝”です。そこで健康で豊かな人間性の土台をつくるために「おやこの食育教室」が開催されました。栄養士の新井さんや食生活改善推進員の皆さんの指導で、親子一緒に「食」について学び、考え、体験する良い機会となりました。

さんに高齢者叙勲



さんは、昭和38年から3期12年間、旧万場町議会議員を務めた方で、特に厚生部門で活躍されました。長年のご功績が認められ、このたび旭日単光章が授与され、7月3日に伝達式が行われました。おめでとうございます。

さんが100歳に



さんは、明治40年7月15日生まれ。生利に育ち魚尾に嫁いだ純粹の「神流人」です。この度、めでたく100歳を迎え、町から慶祝状などが贈られました。「人生は苦娑婆だよ」と明るく話せる人柄に経験の厚みを感じます。いつまでもお元気で。

育児学級ですくすくと



7月6日に神流町保健福祉センターで、育児に関する仲間づくりや不安解消のために育児学級が開催されました。今回体験したのはベビーマッサージ。今年度は12月・3月と開催予定とのこと。仲間の輪が広がり、子どもたちもすくすく育つことでしょう。

かなまち 役場情報

神流町役場 ☎ 57-2111
 総務課・住民生活課・産業振興課
 建設課・会計課・教育委員会事務局

中里合同庁舎 ☎ 58-2111
 保健福祉課・中里支所

どちらに電話をかけても、内線転送できます。

国民年金

**国民年金保険料を
お得に前納できます**

国民年金の保険料には、一定期間の保険料をまとめて納めることができる前納制度があります。前納すると保険料が割引になります。現金での納付を希望される方は、「国民年金保険料納付案内書」に付いている納付書（19年10月～20年3月分）を使用して、19年10月31日までに納めてください。

また、口座振替で6か月分の保険料を前納すると、

さらにお得です。口座振替で保険料の前納を希望される方は、8月末日までに金融機関・郵便局または社会保険事務所へお申し出ください。お申し出の際には、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、国民年金保険料納付書など）をご持参ください。

なお、保険料を前納した期間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要がなくなった場合には、それ以降の期間の保険料は還付されます。

※6か月分の保険料を前納する場合の割引額は次のとおりです。

毎月現金で納める場合	14,100円×6か月
84,600円	
現金で前納する場合	690円割引
83,910円	
口座振替で前納する場合	960円割引
83,640円	

おりです。

特別支給の老齢厚生年金は65歳で届け出を

特別支給の老齢厚生年金は65歳になると受給権が消滅し、65歳からは新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けるとなります。その手続きに必要な書類（「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書」・ハガキ様式）は、65歳になる誕生月の初め頃（1日生まれる方は前月の初め頃）に社会保険業務センターから送られますので、この書

類に必要な事項を記入し、町長の証明を受けたうえで、誕生月の末日（1日生まれの方は前月の末日）までに社会保険業務センターへ提出してください。

手続きが完了すると「国民年金・厚生年金保険裁定通知書・支給額変更通知書」が送られますが、年金証書はあらためて発行されませんので、これまでの年金証書を引き続き保管してください。

くわしくは、国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書に同封されるリーフレットをご参照ください。

なお、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ受給を希望される場合には、事前に社会保険事務所へご相談ください。

**住所が変わる場合は
届け出が必要です**

年金受給者が引越しなどで住所が変わるときには、「年金受給権者住所変更届」をお近くの社会保険事務所へ提出してください。

この変更届は、社会保険事務所や役場の国民年金担

当窓口にて備え付けてあります。ハガキの様式になっていて、50円切手を貼って郵送してください。

届け出が遅れると、年金振込通知書などの書類が変更後の住所に送られなくなる場合がありますので、お早めに提出してください。

▽国民年金のお問い合わせ
 ①高崎社会保険事務所
 ☎ 027-322-4435
 ②住民生活課 住民係
 (内147)

児童手当

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

手当の支給要件を満たしている、まだ受給されていない方は、手続きをしてください。

▽児童扶養手当対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童（障害がある場合は20歳未満）で、次のいずれかの条件にあてはまる者を監護している母子家庭等の母親または母親に代わってその児童を養育している方
 ①父母が離婚 ②父が死亡



- ③父が重度の障害者（国民年金1級程度）
 - ④父の生死が不明
 - ⑤父から1年以上遺棄
 - ⑥父が1年以上拘禁
 - ⑦未婚の母の子
- ▽特別児童扶養手当対象者
精神または身体に障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方
- ▽手当が支給されない場合
- ①児童が児童福祉施設等に入所しているとき
 - ②児童（児童扶養手当の場合）は母、養育者も含め）が公的年金を受けているとき
 - ③所得が一定の額を超えたとき
- ▽注意 偽りや不正な手段により手当を受給したときには、法令により罰せられる場合があります。
- ▽問い合わせ先 住民生活課 住民係（内148）

地籍調査

地籍調査実施地区のお知らせ

16年度から町が実施している「地籍調査事業」は、皆さまの大切な財産である土地について、一筆ごとの所有者や地番・地目等を確認し、境界や面積を明らかにする調査です。

【本年度実施区域】

- ▽大字万場地区 0.18平方キロメートル 581筆（字八幡、字伏原の一部）
 - ▽大字魚尾地区 0.14平方キロメートル 311筆（字伝田郷の一部、字下小越の一部、字上小越の一部）
- ※この地籍調査にかかる個人負担は一切ありません（立会及び閲覧等に係る交通費等は除く）。土地所有者又は土地所有者の皆さまには、境界確認のため、現地立会にご協力をよろしくお願いいたします。
- ▽問い合わせ先 建設課 国土調査係（内211）



地籍調査の進め方

Sports スポーツ

〈敬称略〉

この欄で活動紹介したい団体は、「ふれあいネット神流」までご連絡願います

スマイルボウリング

6月22日に郡老人クラブ連合会主催のスマイルボウリング大会が町民体育館で開催され、郡内精鋭10チーム72名が熱戦を繰り広げました。

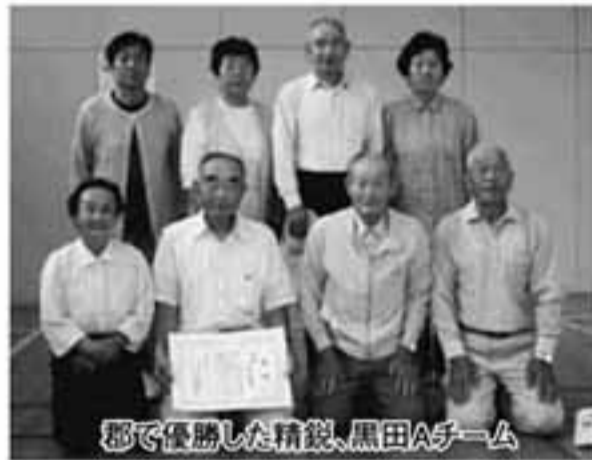
▼成績

優勝 黒田Aチーム

準優勝 岩井(吉井町)

第3位 鍛冶町(吉井町)

※見事、郡で優勝した黒田Aチームは、10月12日に郡代表として「ぐんまねりんピック2007」に出場します。



郡で優勝した精鋭、黒田Aチーム

バレーボール

6月24日に、中里中体育館で、町体育協会主催の第5回町ふれあいソフトバレーボール大会が開催されました。選

手・役員総勢140名が参加し、16のチームが熱戦を繰り広げました。

▼成績

優勝 MKV

準優勝 バイオレット

第3位 ザウルス

第4位 青年会A



MKVは万場高校バレー部主軸チーム

ソフトボール

7月1日に、郡ソフトボール協会主催の第39回県大会多野郡支部予選が、上野村総合グラウンドで開催され、当町の中里ソフトボールクラブが優勝しました。

同チームは、9月16日に桐生市で開催される県大会に、多野郡代表として出場します。頑張ってください。

輪投げ

7月5日に、町老人クラブ連合会主催による輪投げ大会が、町民体育館で開催され、24チーム、138名が参加しました。

▼成績

優勝 生利A

準優勝 船一A

第3位 青梨B

第4位 万二

第5位 相原A

(高得点賞)

1位

2位

3位

4位

5位

6位



輪投げの頂点に立ったのは生利Aチーム

9位

バレーボール

7月8日に、中里中体育館で、奥多野バレーボール協会主催の第30回奥多野女子バレーボール大会が開催されました。6チーム70名が参加し、熱戦を繰り広げました。

▼成績

優勝 黒田ママーズ

準優勝 ザウルスウーマン

第3位 万場バイオレット



黒田ママーズは、同大会2連覇

野球

梅雨空のもと、7月8日に町野球連盟主催の19年度職場・クラブ対抗野球大会が総合グランドで開催され、7チームが熱戦を繰り広げました。

▼成績

優勝 商工会青年部
準優勝 原住民（上野村）



大会3連覇の商工会青年部強し！

ゲートボール

7月12日に、郡ゲートボール協会主催の第66回奥多野ゲートボール大会が、上野村で開催されました。

▼成績

優勝 神ヶ原
準優勝 船二
第3位 麻生
第4位 平原

健康増進管理センター ●●●●
●●●● トレーニング機器

⑥ 下半身の機能増強

エアロバイクは、シリーズ③（広報5月号）で紹介しました。今回の器具はリカンベントバイクといって、背もたれが付いています。これは、腰に負担をかけず、有酸素運動ができるマシンなのです。

また、低い設計で、乗り降りが楽にできますし、脚と心臓の高低差がないため、心臓や血管にも負担がかかりません。

腰痛の方や高齢の方が、楽な姿勢のまま、ゆったりと長時間漕ぐことによって、脚力を鍛え、体内の脂肪を燃焼させることができるマシン、それがリカンベントバイクです。

【留意すること】

- ★シートはベストポジションで使いましょう
- ★運動時間は徐々に増やしましょう



まんぼふる里祭り

万二友和会では、夜空に輝く花火を楽しんでいただくこと、ふるさとまつりを開催します。

- ◆期日 8月14日（火）
- ◆時間 午後5時～
- ◆場所 万場医療センター前の広場
- ◆内容 花火、各種バザー、ソーラン演舞、お楽しみ抽選会など
- ◆連絡先
- ◆電話

中里ふるさと祭り

町青年会では、お盆の夜に盆踊りを楽しんでいただくこと、ふるさと祭りを開催します。遊びに来てね。

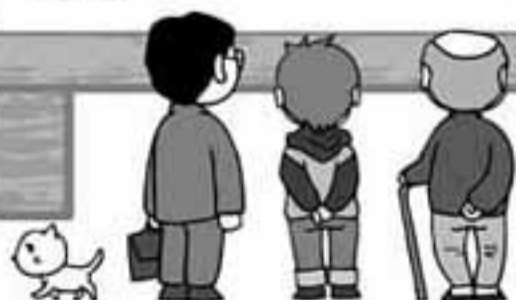
- ◆期日 8月13日（月）
- ◆時間 午後6時30分～
- ◆場所 中里中学校校庭
- ◆内容 盆踊り、花火、各種バザー、素敵な景品がもらえるビンゴゲームなど
- ◆連絡先
- ◆電話

七夕納涼祭

かたる会では、夕涼みをみんなで楽しめるよう、納涼祭を開催します。

- ◆期日 8月5日（日）
- ◆時間 午後6時～
- ◆場所 近藤さん宅駐車場
- ◆内容 バザー各種、ソーラン演舞、歌謡ショー、スイカ割り、その他
- ◆協賛 町商工会青年部
- ◆連絡先
- ◆電話

かな
まな
ぶ
き
板



毎月5日が広報発行日です。掲載したい原稿は、発行日前月の15日までに「ふれあいネット神流」へお寄せください。





自衛官募集

【二等陸・海・空士】

▽受験資格 18歳～27歳未満の男女

▽受付期間 ①男子年間

②女子8月1日～9月7日

▽試験日 ①男子9月下旬

②女子9月24・25日

【一般曹候補生】

▽受験資格 18歳～27歳未満の男女

▽受付期間 8月1日～9月7日

▽試験日 一次試験9月17日

二次試験10月5日～12日

【航空学生】

▽受験資格 高卒（見込含）

21歳未満

▽受付期間 8月1日～9月7日

▽受付期間 8月1日～9月7日

▽試験日 一次試験9月22日

二次試験10月13日～18日

三次試験11月11日～12月7日

▽問い合わせ先 自衛隊高崎地域事務所

☎027-326-1176

www.gunma.plo.jda.go.jp

危険物取扱者保安講習のお知らせ

▽日時 9月6日（木）①午前9時～12時 ②午後1時30分～4時30分

▽会場 藤岡市諏訪神社

▽費用 4,700円（テキスト代含む）

▽受付期間 8月13日（月）～24日（金）（土・日曜日を

除き、午前8時30分～午後5時15分まで）

▽受付場所 多野藤岡消防本部予防課内（免状、講習料分の県証紙を持参）

▽問い合わせ先 受付場所に同じ

☎22-2467

終戦後、引き揚げてこられた皆さまへ

税関では、終戦後の混乱期に引き揚げてきた方々が、当時税関などに預けられた通貨や証券などをお返ししています。お心当たりの方は、お気軽にお問い合わせください。お返しする通貨・証券等は次のものです。

◆終戦後、外地から引き揚げてこられた方々が、上陸地の税関・海運局に預けた通貨・証券など

◆外地の集結地において、総領事館などに預けた証券などのうち、その後日本に返還されたもの

この手続きは本人だけでなく、家族の方々も電話などで問い合わせができ、実際に預けたかどうか不明な場合でも調査できることがあります。

▽問い合わせ先 東京税関前橋出張所

☎027-221-5284

農と食のふれあい講座 19年度後期募集

▽日程・時間・講座内容

開催日	時間	講座内容
10月28日(日)	09:00～12:00	松の手入れ・庭木管理(講義・実習)
11月4日(日)	09:30～11:30	土づくり・肥料の施し方(講義)
11月22日(木)	09:00～12:00	キムチづくり(実習)
12月5日(水)	09:00～12:00	そば打ち(実習)
1月15日(火)	09:00～12:00	果樹の剪定・管理(講義)

氏名を記入してください。
▽申し込み・問い合わせ先 農林大学校〒370-3105 箕郷町西明屋1005
☎027-371-3244
www.pref.gunma.jp

公立藤岡総合病院職員募集(20年4月採用)

▽職種 看護師25名程度

▽応募資格 地方公務員法の欠格条項に該当しない方、40歳未満(20年4月1日現在)

の方で有資格者または免許取得見込者

▽提出書類 ①履歴書 ②調査票 ③健康診断書 ④資格免許証の写し(20年3月卒業見込みの方は学校の卒業見込証明書及び成績証明書)

※①～③はいずれも当院指定の用紙(ホームページ参照)

www.fujioka-hosp.or.jp

▽受付期限 9月10日(必着)

▽選考日 9月22日予定

▽選考方法 小論文・面接

▽処遇 多野藤岡医療事務市町村組合の規程による。

▽その他 採用は20年4月1日予定です。採用内定者で看護師免許取得予定の方は、免許取得が採用条件

▽問い合わせ先 公立藤岡総合病院経営管理部総務課

☎22-3311

かなの文化

よみながらの
広場

はなよび

- 儂くも
夏の夜に咲く
火の花よ
ひつじ
- 初恋の
懐かしくなる
日暮れ方
ひつじ
- ハツとする
なぜにこのよな
美辞麗句
孝風
- 鼻筋と
流し目涼し
美人さん
孝風
- 春過ぎて
夏来たりなば
琵琶の実が
八重子
- 初恋を
なぜか忘れぬ
美少年
八重子
- ハクビシン
長い鼻して
美人顔
津妓
- ハイキング
仲良く歩き
ピリで行く
津妓
- 鉢の花
七色に変え
美化の町
八重桜
- ハンカチで
夏を沸かせた
美少年
八重桜
- 花火見て
仲間と入る
ピヤホール
喜多野通舞
- 花見して
和む心で
ビールのみ
喜多野通舞
- 花が咲き
眺める庭で
ビール飲む
沖相
- 花を折る
仲良し幼な子
ビビる我れ
沖相
- 花愛でる
涙の下の
美人顔
ドロップ
- 肌の艶
無くして磨く
美の深さ
ドロップ
- 鼻たれた
泣く子も黙る
冷えスイカ
立夏純
- 励む句を
眺めては酔い
美酒に酔い
編集局

詩

梅雨入りの前に
黒沢ヒサ

濃淡のある
みどり色になった周囲の山々
梅雨入り前のひととき
家事の合間に外に出て深呼吸
自分もその一部になった気分
小鳥がきれいな声で一鳴き
こみ入った枝の中を
目できがしたが姿は見えない
むこうが先に気付いてとび去った
若葉をそこだけ
ちよっとゆらして

書

おっと遅れたわーや七番か
あとの五人衆で○引き受けた
残る村の衆は冬道刈り
区域分け合い山頂めざせ
オー！一服録磁と時間
あれが三山亭あちらが甲武信
Ⓧの謂われを古老に聞けば
おらおら様もそのよに聞いたとよ
つぎく

→新井加善爾さん(生利)作詞の連歌「御荷鉢」を孝風さんが記したもので、7月号から連載しています

いつも、投稿ありがとうございます
ございます。今回の宿題で気が付いたのですが、「はびぶべほ」などの濁点が付いた文字は、「はひふへほ」などと濁点を抜いて使っていたら結構ですので、以後よろしく願います。
今回の宿題は「ブドウ」です。
俳句形式の575文字の各行頭に、
ブ(フ)・ド(ト)・ウを折り込んでください。締め切りは、8月15日までです。
次の次の宿題は、「ア〇ピ」です。
〇に入る言葉は何でしょう？
子どもの頃山で食べた甘い果物！



報告 飯島川の工事が完成しました

かつての平面的な流路工から、自然石をふんだんに利用した飯島川へと変身しました。地域で有効に活用できるよう、みんなで考えましょう

群馬県が生利地区の飯島川において進めていました、①さかななどの生物がすみやすい川づくり、②県立万場高校水産コースの学習の場としても活用できる川づくり整備が、19年5月末に完成しました。

工事完成後は、漁業組合の協力のもと、さかなの捕獲を禁止するとともに、万場高校水産コースの調査・研究の場として利活用し、さかなと生物の良好な生息環境を保っていきたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

▷問い合わせ先 県西部県民局藤岡土木事務所万場事業所
☎57-2101



生物に優しい環境になりました。

募集 普通救命講習会を開催します

応急手当をはじめ、心肺蘇生法や自動体外式除細動器（AED）の講習会です。身近な助かる命を救うために、受講してみたい方が多いでしょう



前回の講習会の様子、みんな真剣です

消防本部では、9月9日「救急の日」にちなみ、管内に勤務する人や住民を対象に、次のとおり、普通救命講習会を開催します。

- ▷日時 9月9日(日) 午後1時～4時
- ▷場所 多野藤岡広域消防本部3階会議室
- ▷受講者数 30名
- ▷受付期間 8月27日～9月5日
- ▷受付場所 奥多野消防分署・中里消防出張所・ほか、多野藤岡広域消防管内各署
- ▷問い合わせ先 奥多野消防分署
☎57-2119

8月は経済産業省主催の電気使用安全月間です



関東電気保安協会
http://www.kdh.or.jp


次のとおり、電話で健康講話を聞くことができます。

- ▽期間 8月1日～28日
- ☆月曜 おしっこが近い子
- ☆火曜 高齢者の頻尿
- ☆水曜 腎盂腎炎
- ☆木曜 腔カンジダ症
- ☆金曜 まぶたがピクピクする
- ☆土日 ガンの早期発見・腫瘍マーカーの話
- ▽直接相談タイム 8月23日(木)に「歯科」の直接相談ができます。夜7時30分～9時までの間に電話すると、直接医師が電話にできます。
- ▽ダイヤル
027-234-4970

24時間
健康テレホ
ンサービス

今月の 行事予定

【8月10日～9月9日】

 はみかほ高原荘みかほの湯 入浴会開催日
入浴、昼食、送迎有りで費用は1,000円です。
問い合わせ先 ☎57-3211



月日	内 容	月日	内 容
8月10日(金)		8月26日(日)	救急日曜診療 万場診療所
11日(土)	土曜診療 上野診療所	27日(月)	
12日(日)		28日(火)	
13日(月)		29日(水)	小中学校2学期始業式 基本健康診査 午前10:00～午後6:30 恐竜センターふるさと交流室 中里診療所 休診
14日(火)	万場診療所 休診	30日(木)	基本健康診査 午前9:30～10:30 恐竜センターふるさと交流室 基本健康診査 午後1:30～2:30 町民体育館 中里診療所 休診
15日(水)	万場診療所 休診	31日(金)	基本健康診査 午前10:00～午後3:00 町民体育館 中里診療所 休診
16日(木)		9月1日(土)	
17日(金)		2日(日)	
18日(土)	土曜診療 万場診療所	3日(月)	小学校夏休み作品展(3日～7日) 万場小学校3階 基本健康診査 午前10:00～午後3:00 健康づくり支援センター
19日(日)	地区対抗野球大会	4日(火)	基本健康診査 午前10:00～午後7:00 健康づくり支援センター
20日(月)		5日(水)	基本健康診査 午前9:30～10:30 健康づくり支援センター 基本健康診査 午後1:30～3:00 柏木老人憩いの家  みかほの湯
21日(火)		6日(木)	
22日(水)		7日(金)	定期健康相談 午前9:30～午後11:00 健康づくり支援センター
23日(木)		8日(土)	
24日(金)		9日(日)	郡民体育大会
25日(土)	土曜診療 中里診療所		

まちの人口と世帯

平成19年6月31日 現在

人口	2,776人(-12)	0～14歳	151人(-2)
男	1,323人(-5)	15～64歳	1,273人(-6)
女	1,453人(-7)	65歳～	1,352人(-4)
世帯数	1,173世帯(-3)	高齢者比率	48.7%

() 内の数字は、前月との比較数 資料：住民基本台帳

今月の納付

科 目	納 期
町 県 民 税	2 期
国民健康保険税	2 期
水 道 料	3 期
介 護 保 険 料	3 期

8月31日(金)

納付は、口座振替が便利です

戸籍の窓

平成19年6月届出分

おくやみ

— 敬称略 —

お知らせ

今回は、記事スペースの都合で「町長・議会活動日誌」を削愛させていただきました。

らくがき

気象観測史上、7月最大と言われた「台風4号」。新潟県では、震度6強の「19年新潟県中越沖地震」。被災された地域の皆さまには一刻も早い復旧を願い、お見舞いを申し上げます。

ところで、皆さんは「土砂災害防止法」をご存じでしょうか。簡単に言えば、あらかじめ災害の起こりそうな場所に「警戒区域」というラベルを貼り、区分に応じて、避難体制の整備、建築物の構造規制などで対処するものです。

当町では、すでに魚尾地域が県で告示されました。大雨が降ったらどうしよう、大地震があったらどうしよう、こんなイメージを、一人一人がしっかり思い描くことから防災活動は始まるのかも知れません。

(今井)

●発行／神流町役場 ☎2111 FAX ☎2715

編集／総務課 ふれあいネット神流

●印刷／(株)エスエイ印刷

JURASSIC-PARTS

50

ジュラシック・パーツ

<http://www.dino-nakasato.org/>



スナモグリのはさみ

今月はスナモグリのはさみを取り上げます。この化石は瀬林で開催している化石発掘体験地で、今年5月の連休時に体験者が見つけたものです。今回は大変珍しいものでしたので、寄贈していただきました。写真右上は昨年中里中学校の生徒が見つけたもので、通常はこのようにはさみの可動しない部分しか残りません。

スナモグリはシャコの仲間です。現在でも砂や泥がたまる場所に生息しています。最近、発掘体験地以外でもスナモグリのはさみが見つかるようになり、かなり広い範囲に生息していたことが分かりました。

さて、平成15年7月から始まったジュラシック・パーツは、今月号で50回目を迎えました。この間、エビやカニなどの新種を含むいろいろな化石を紹介しましたが、これらはすべて神流町で産出した化石です。もちろん、神流町にはまだまだ新種化石や見つからない化石が埋もれているはずです。

皆さんも自分の中に埋もれている宝を見つけてみませんか？

By 恐竜センター（佐藤）



五三の桐



変り籠の葉

上：大棟に配された家紋は2種類、拝殿に向かって左が「五三の桐」、右が「変り籠の葉(推測)」（日本姓氏紋章総覧参照）
右：本殿向拝上部



中山神社の彫り物

かなな文化財探訪 25

魚尾にある中山神社は、天明5（1785）年に宮地から今の宮越に遷宮されました。浅間山大噴火の2年後、世はまさに飢饉にあえぐ最中です。

本殿は間口2間で、向かって左には貫前神社と同じ経津主命（ふつぬしのみこと）、右には秩父神社と同じ天御中主命（あめのなかぬしのみこと）を祀っています。

様式は流れ作りで、正面に千鳥破風、唐破風を配した豪華なものです。

県文化財研究会が平成16年に発行した報告書「ピエネス」に中山神社の解説が載っています。

その中の彫刻の項で、書かれてあったのが上記写真の拡大部分です。

一般的には、向拝水引虹梁上部には「龍の丸彫り」があります。当社には、梅と松を乗せた荷車を2人の童子が引き、1人が後ろから軍配であおっています。これは、移動神座、いわゆる「山車」の発展段階を示すものとして、非常に貴重なものだということです。